

平成25年（2013年）7月12日発生

市庁舎火災事案検証中間報告書



市庁舎火災事案検証委員会

兵庫県宝塚市

平成25年（2013年）9月 2日

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 概要等について..... | 1 |
| (1) | 火災事案の概要..... | 1 |
| ア | 火災事案の発生経緯..... | 1 |
| イ | 火災発生直後の対応..... | 1 |
| (ア) | 初期消火の実施..... | 1 |
| (イ) | 避難誘導..... | 2 |
| (ウ) | 被疑者の確保 | 2 |
| ウ | 市庁舎火災対策本部等の設置..... | 2 |
| エ | 火災被害の概要..... | 2 |
| (ア) | 人的被害..... | 2 |
| (イ) | 物損被害..... | 2 |
| (ウ) | 被害金額..... | 3 |
| (2) | 市民サービスの影響とその対策..... | 3 |
| ア | 火災発生時の取組 | 3 |
| (ア) | 火災発生直後の市民サービスの状況..... | 3 |
| (イ) | 市民への周知 | 3 |
| (ウ) | 基幹系システム等のネットワークの復旧..... | 3 |
| イ | 火災発生後の取組 | 4 |
| (ア) | 市庁舎火災対策本部の取組..... | 4 |
| (イ) | 火災被害課以外の業務再開の取組..... | 4 |
| (ウ) | 火災被害課の業務再開の取組..... | 4 |
| (エ) | 仮事務所の設置場所..... | 4 |
| ウ | 当面の対応 | 5 |
| (ア) | 庁内警備体制の充実..... | 5 |
| (イ) | 職員のメンタルヘルスの実施..... | 5 |
| (3) | 火災事案の検証..... | 5 |
| ア | 市庁舎火災事案検証委員会の設置..... | 5 |
| イ | 検証委員会の取組 | 5 |
| 3 | 火災発生後の対応に関する検証及び課題の抽出 | 5 |
| (1) | 火災対応の視点 | 5 |
| ア | 火災通報連絡 | 5 |
| (ア) | 情報収集、被害状況把握 | 6 |
| (イ) | 自動火災報知設備鳴動..... | 6 |
| (ウ) | 庁内全館非常放送 | 6 |
| (エ) | 119 番通報 | 7 |
| (オ) | 大阪ガス(株)等通報 | 7 |

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| イ | 避難誘導..... | 8 |
| | （ア）被災部署..... | 8 |
| | （イ）被災部署以外の各部署..... | 8 |
| | （ウ）問題点..... | 14 |
| ウ | 負傷者救護..... | 14 |
| エ | 重要書類持ち出し..... | 15 |
| オ | 初期消火..... | 15 |
| カ | 消防隊誘導..... | 16 |
| キ | 避難場所..... | 16 |
| ク | 自衛消防訓練..... | 16 |
| (2) | 危機管理からの視点..... | 17 |
| ア | 市庁舎火災対策本部設置..... | 17 |
| イ | 本部業務..... | 17 |
| ウ | 避難後の待機状態..... | 19 |
| | （ア）応急救護所..... | 19 |
| | （イ）職員待機..... | 20 |
| エ | 市民・職員に対する安否確認の実態..... | 20 |
| オ | 業務継続及び再開への取組..... | 20 |
| | （ア）代替執務室の確保..... | 20 |
| | （イ）書類等の整理・保管..... | 21 |
| | （ウ）ネットワークシステムの強化..... | 21 |
| | （エ）火災現場職員への対応..... | 22 |
| 4 | 短期的に取り組むべき方策及び対策の方向..... | 22 |
| | （1）避難誘導、避難通路の確保及び重要書類の持ち出し..... | 22 |
| | （2）職員の健康管理..... | 23 |
| | （3）排煙窓..... | 23 |
| | （4）保安警備員の行動マニュアル整備等..... | 23 |
| | （5）防火扉（シャッター）..... | 23 |
| | （6）消火器及び床材..... | 24 |
| | （7）防犯カメラ及び防犯ブザーの設置..... | 24 |
| | （8）火災通報連絡..... | 24 |
| 5 | 今後の検証委員会の取組について..... | 25 |
| | 【資料】..... | 26 |
| 参考 | 避難経路図（G階）..... | 10 |
| | 避難経路図（1階）..... | 11 |
| | 避難経路図（2階）..... | 12 |
| | 避難経路図（3階）..... | 13 |

1 はじめに

平成25年（2013年）7月12日（金）9時35分ごろ、市庁舎1階の市税収納課において、火炎瓶が執務室に投げ付けられ、火災が発生し、市民2名と職員4名に負傷を負わせるとともに、市庁舎1階で火災被害を受けた面積約2,200㎡の内1,442.2㎡が焼損するという事案が起こった。幸いにも死者はなく負傷者は中等症及び軽症だったが、この火災により、市庁舎では業務の一時停止や変則的な執務を余儀なくされ、多額の損害を被るなど、市民の皆様にも多大なご迷惑をお掛けすることとなった。

しかし、迅速な消火活動による早期の鎮火とともに、火災発生の日翌の13日（土）には市議会の協力を得て全庁体制で業務再開に向けて取り組みを開始し、連休明けの16日（火）からは本庁舎内の会議室に仮に事務室を移転し、業務を再開することができた。現在、被災した事務室の復旧工事等に着手し、従前どおりの業務の年内再開を目指している。

この中で、今般の庁舎火災事案を検証し、この事案を受け、現在の課題や問題点を明らかにするとともに、市民の皆様からより一層の信頼を得るため、類似事案の再発防止と市民サービスの向上に向けた今後の対処方策等を検討するため、市庁舎火災事案検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置した。

検証委員会では、できるだけ多くの意見を聴取するため職員へのアンケート調査を行うとともに、被災部署の職員、消防本部など関係部署へのヒヤリング調査等を実施しながら、必要な検証、検討作業を行い、年内を目処に報告書を取りまとめることとしている。

この中間報告は、今後の復旧工事や執務室の再生を着実に進める観点からも、できるだけ早い時点において、今般の火災事案の概要や火災発生後の対処経過を明らかにするとともに、これまでの対処等においての問題点や課題を抽出し、現時点で必要と考えられる方策や対応の方向を示すために、以下の内容について取りまとめた。

2 概要等について

(1) 火災事案の概要

ア 火災事案の発生経緯

平成25年（2013年）7月12日（金）9時20分頃、被疑者が市税収納課を訪れた。納税相談として、当初、職員1名が対応したが、最初から声を荒げていたので、同課職員1名が対応に加わった。

被疑者の持ち物については、カウンターに遮られて、確認ができない状況であった。被疑者は、同課の職員が同席した後、火炎瓶を投げつけ、火災が発生した。

イ 火災発生直後の対応

(ア) 初期消火の実施

火災はすぐに天井に至り黒煙が立ち込めたが、市税収納課職員や周辺課職員が近くの消火器で初期消火活動を行うとともに、119番通報（9時38分消防本部入電）、排煙窓の開放を行った。しかしながら、消火器は使用したものの猛烈な火勢により一部しか消火できなかった。また、屋内消火栓の使用も試みたが、有効な放水に至る前

に火勢にあおられ、活動を中止し、避難した。

(イ) 避難誘導

被災部署では黒煙等が天井を伝い、視界を遮るなどにより速やかな避難を阻害した。また、市税収納課等、カウンター前が火災となった課はベランダが避難経路となった。

初期消火を行った職員 1 名が気道熱傷のため避難途中のベランダで倒れたが、同経路で避難してきた職員が発見、他の職員と協力し救出した。

同じ、1 階の市民相談課から窓口サービス課に至るフロアについては、市民相談課から火災が視認されるとともに、黒煙が迫ってきたために、状況確認を行う余裕がないと判断し、直ちに市民の避難誘導や職員の避難を行った。

他のフロアについては、アンケートの結果から、当初、火災発生そのものの覚知や緊急避難の必要性の認識が不十分であったことなどが伺えた。

その後、庁内放送や他の職員の呼びかけなどもあり、最終的には、庁舎内にいた、市民 52 名と職員 642 名全てが避難を完了したのは 9 時 50 分であった。

(ウ) 被疑者の確保

火災発生直後、市税収納課職員と周辺課職員が被疑者を追いかけて、グランドフロア（G階）で取り囲んだ。その後に、被疑者を取り囲んでいるとの情報を得た警察OB職員が駆けつけた。取り囲んでいた職員 1 名に被疑者が暴行を働いたため取り押さえ、その後に到着した警察に引き渡した。

ウ 市庁舎火災対策本部等の設置

火災当日 10 時に市庁舎火災対策本部を設置、全庁的な体制の元に火災事案の対応に当たることとした。

この中で、16 日（火）から、全庁通常業務再開を行うこととして、13 日（土）の第 5 回市庁舎火災対策本部会議で、被害を受けた部課で構成する業務継続プロジェクトチームを立ち上げ、業務再開に向けての取り組みを行った。

エ 火災被害の概要

(ア) 人的被害

市民 2 名、職員 4 名の計 6 名が市立病院他に救急搬送され手当てを受けた。内、市民 2 名、職員 1 名の 3 名は当日のうちに退院した。それ以外の職員 3 名のうち 2 名はそれぞれ 13 日（土）、15 日（月・祝）午前中に退院、16 日（火）職場復帰、残る 1 名も 22 日（月）に退院、31 日（水）に職場復帰した。

(イ) 物損被害

a 火災被害

火災被害の箇所は、1 階の市税収納課、市民税課、資産税課、新エネルギー推進課、環境政策課、生活環境課、観光企画課、農政課、農業委員会及び会計課の 9 課 1 委員会並びに指定金融機関窓口及び面積約 2,200 m²（階段部等を含む）の内、1,442.2 m²が焼損した。また、同課のカウンターやロッカー、パソコンなどの什器

類についても被害があった。

市民相談課からいきがい福祉課に至る1階フロアは防火扉の効果もあり、市民相談課から窓口サービス課に至るフロアは煙害（什器類等に煤の付着）のみであり、介護保険課からいきがい福祉課に至る箇所については、顕著な被害は認められなかった。

2階、3階においても、顕著な被害は認められなかった。

b 水損被害

火災現場階下のG階においては、保育課及び子育て支援課（家庭児童相談室）の2課及び食堂、売店、集中書庫、防災倉庫が消火活動による放水のために、天井部分や什器類に水損被害を受けた。G階の他の課については、顕著な被害は認められなかった。

子育て支援課（家庭児童相談室）においては、被害が大きく、同一場所での業務再開は不可能な状態であった。

(ウ) 被害金額

建物被害金額は、約147百万円（概算）（復旧工事は約3ヶ月。入札期間は除く。詳細については未定。）、備品等の被害金額は約119百万円、合計266百万円の補正予算を7月19日付で専決処分した。またその他に仮執務室への移転経費等に約10百万円を予備費充用している。

(2) 市民サービスの影響とその対策

ア 火災発生時の取組

(ア) 火災発生直後の市民サービスの状況

火災発生後、職員全員が避難したため、市庁舎火災対策本部が庁舎入室可能の指示を出し、職員の職場への復帰が完了するまでの間、本庁における全ての市民サービスが停止した。また、情報政策課に設置している基幹系サーバー等に機能障害はなかったが、ネットワーク配線の一部が火災により焼失したことや、消火活動による水損が原因となり、基幹系システム等のネットワークが不安定な状態となっていた。このため、同システムが安定するまでの間、サービスセンターやサービスステーションの業務に支障が発生するとともに、入室後の業務に支障をきたした課も少なくなかった。

(イ) 市民への周知

避難完了直後から、勤労市民センター前道路に面する庁舎出入口などの主な出入口において、職員が立番を開始し、来庁した市民への説明と立ち入りを禁止した。

11時には、市民への周知のため、消防車両による広報を開始するとともに、11時30分には火災についての安心メールの発信、FM宝塚への情報発信を開始した。また、市ホームページの掲載も実施した。

(ウ) 基幹系システム等のネットワークの復旧

サービスセンターやサービスステーションについては、基幹系サーバー等が稼働していたため、不安定ながら業務継続が可能な状態であったことや期日前投票中であったことから、市役所においては、直ちに、基幹系システム等のネットワークを復旧さ

せる作業に取り組んだ。

焼失や水損したネットワーク回線を除去するなどにより、15時40分にネットワークを安定させることに成功した。この結果、期日前投票は17時から再開することができた。(再開後の投票者数は35名)

なお、サービスセンターやサービスステーションへ状況を伝達できたのは、9時45分頃であり、職員個人の携帯電話を使用したものであった。以降、本庁の機能が回復するまでの間、職員個人の携帯電話を利用して、サービスセンターやサービスステーションへの情報伝達や指示等を行った。

イ 火災発生後の取組

(ア) 市庁舎火災対策本部の取組

市庁舎火災対策本部において、市庁舎火災対策本部会議を15日(月・祝)までに9回開催し、応急対策、業務再開方法等を決定した。この中で、火災現場職場の業務再開等に向けた具体的な取り組みを行うために、業務継続プロジェクトチームを立ち上げた。

(イ) 火災被害課以外の業務再開の取組

13時を以って、市庁舎火災対策本部より、火災被害を受けた9課、1委員会及び水損被害の2課以外については入室可能な指示が出された。その他の課においては、ネットワークが不安定ではあったが、入室後、暫時、業務を再開することができた。

なお、火災被害を受けた会計課の金庫については、使用可能な状態であったことから、庁内の金品保管の必要があったため、引き続き使用することとした。

(ウ) 火災被害課の業務再開の取組

市庁舎火災対策本部会議及び業務継続プロジェクトチームにおいて、被災部署における連休明けの業務再開について検討を行った。

この結果、子育て支援課(家庭児童相談室)は14日(日)9時から復旧作業を開始し、市税収納課、市民税課、資産税課、新エネルギー推進課、環境政策課、生活環境課、観光企画課、農政課、農業委員会及び会計課の9課1委員会については、14日(日)16時、警察による現場検証終了後、復旧作業を開始し、15日(月・祝)までに大会議室ほか会議室に仮配置し、16日(火)午前9時に業務を再開した。

この作業に従事した職員は、13日(土)134名、14日(日)約150名、15日(月・祝)243名 延べ計527名であった。

(エ) 仮事務所の設置場所

10課1委員会の移転先としては、市税収納課・市民税課・資産税課は3階大会議室、環境政策課・生活環境課・新エネルギー推進課は3階3-1会議室、観光企画課は2階2-4、2-5会議室、農政課・農業委員会は3階議会第1会議室、子育て支援課家庭児童相談室は3階研修室及び講師控え室、会計課及び指定金融機関窓口は固定資産税評価委員会室とした。

ウ 当面の対応

(ア) 庁内警備体制の充実

7月16日(火)から警備員を1名増員して、定期的に庁舎内の巡回を行うとともに、警察官及び本市の警察OBによる庁舎内巡回パトロールを開始した。

(イ) 職員のメンタルヘルスの実施

火災職場を中心に職員の面接やカウンセリングを行い、職員の心のケアに取り組むこととした。

(3) 火災事案の検証

ア 市庁舎火災事案検証委員会の設置

本件火災事案の検証を行い、再発防止に向けた取り組みを検討するため、宝塚市庁舎防火管理規程に基づき、危機管理監を会長、都市安全部長を副会長、企画経営部長、市民交流部長、総務部長、健康福祉部長、子ども未来部長をそれぞれ委員とし、計7名で構成する市庁舎火災事案検証委員会を7月16日(火)に設置した。

また、この検証委員会を援け、実際の作業を行うために、当該検証委員会内に、都市安全部長を部会長とし、市税収納室長、きずなづくり室長、市民生活室長、行政管理室長、危機管理室長、福祉推進室長、子ども室長、生活安全室長をそれぞれ部会員とする市庁舎火災事案検証委員会作業部会を同日に設置した。

イ 検証委員会の取組

8月29日(木)までの間で検証委員会4回、作業部会は5回開催し、第4回で中間報告をとりまとめた。この間、職員へのアンケート調査(回答1,511名)や関係者等への聴き取りを実施した。

3 火災発生後の対応に関する検証及び課題の抽出

(1) 火災対応の視点

本市では、火災等の非常事態に直面した場合に、本市が所有する装備、組織力を有効に活用して、人的及び物的被害を最小限にとどめることを目的として消防法に基づき宝塚市庁舎消防計画を定め、その計画内容を迅速かつ的確に行動するために自衛消防訓練を例年1月に実施している。この訓練は、宝塚市庁舎消防訓練実施要領に基づいて実施しており、職員がそれぞれ与えられた役割にそって訓練を行っている。

この項では、この宝塚市庁舎消防訓練実施要領に定められている行動基準に基づいて、本件市庁舎火災発生後の火災対応が適切に行われていたかについて検証した。

ア 火災通報連絡

市庁舎において、火災が発生した場合、まず最初に行わなければならないのが、火災を覚知した時点での迅速な状況確認、情報伝達、市庁舎内にいる人々への正確な情報周知及び関係機関への通報、連絡である。

市庁舎内において火災が発生した場合は、次に掲げる対応を順次行うこととなっている。

- ・ 熱または煙を感知して感知器が発報し、自動火災報知設備が鳴るようになっており、

この自動火災報知設備の鳴動を受けて、来庁者等に対し次の例による庁内全館放送を行う。

「ただいま、〇階〇〇付近で、自動火災報知設備が作動しました。警備員が、現地確認しますから、来庁者の方は、職員の指示があるまでお待ちください。」

- ・ 防災センター保安警備員は、火災の状況確認のため火元場所に向かい、出火確認及び被害状況の確認後防災センター及び防火責任者に報告し、速やかに次の例による庁内全館非常放送を行う。

「ただいま、〇階〇〇付近で火災が発生しました。館内の皆様は、〇〇前、〇〇横の階段から、職員の指示に従って避難してください。なお、エレベーターは使用できません。」（2回繰り返し）

その後、自動火災報知設備の鳴動を停止させる。

- ・ 防災センターから119番及び大阪ガス株式会社に通報を行う。

上記の行動基準の各項目に基づいて、以下本件市庁舎火災事案における対応の検証を行った。

（ア）情報収集、被害状況把握

自動火災報知設備の鳴動を防災センター保安警備員が覚知した後、火元の確認にG階売店横の階段から1階市税収納課付近に直行しようとしたが、既に防火扉により閉鎖されていたため、当該保安警備員は防火扉に触れたところ、かなりの熱さを感じたので、上階の様子を確認するため、庁舎外に出て1階を見ると排煙窓から黒煙が噴出していたため火災と判断し、そのまま防災センターに引き返し、9時45分ごろに次のような庁内全館非常放送を実施した。

「火災発生、火災発生、館内の皆様は速やかに避難してください。」

また、自動火災報知設備鳴動後直ちに火災状況の確認及びどこの感知器が発報し、その状況を確認している旨の放送を行わなければならないが、確認行動が取れず、アンケートで多く指摘されている「庁内放送が遅かった。」の原因の一つと考えられる。

（イ）自動火災報知設備鳴動

自動火災報知設備は作動した。防災センターにおいて保安警備員が自動火災報知設備の鳴動を確認し、比較的短時間で自動火災報知設備鳴動を停止させた。

自動火災報知設備の鳴動の停止は、避難指示を内容とする全館放送直前か、直後に行うことになっているが、火災状況の確認作業前に停止させており、極めて短い時間での自動火災報知設備の鳴動であった。

問題点としては、注意喚起の意味も含めて、新たな情報を全館放送するまで一定時間継続して鳴動させておくべきものであるが、極端に短い時間で停止させてしまったことや全館放送が遅かったため、アンケートで「誤報と思った」など間違った判断をした職員や「G階の非常ベルが鳴らなかった」という職員もいた。

（ウ）庁内全館非常放送

自動火災報知設備鳴動の際の最初に行うべき全館放送は行っていない。上記（ア）記載のとおり、9時45分頃に避難指示の全館放送は行っている。

職員アンケートでは、「庁内放送がなかった。」や「火災警報、庁内放送が遅かった。」又は「非常ベルを誤報だと思った職員がいた」など、自動火災報知器と全館放送に関する指摘が多数あるので、今回の全館放送に関する対応を調べたところ、防災センターの保安警備員の対応は以下のとおりである。

- ・ 自動火災報知設備の鳴動を確認した時点で、火災状況を確認する旨の全館放送を行っていない。
 - ・ 保安警備員による火災状況の確認後に火災場所及び避難経路（使用できる階段など）を示した上で、避難指示を内容とする全館放送を行うこととなっているが、今回の対応では火災の発生と単純な避難指示を内容とする全館放送を行っていた。
- これらから考えられる問題点は、次のとおりである。

出火時間は9時30分から9時35分ごろ（調査中）とされているので、最初の全館放送が9時45分ごろということで10分程度かかっていることになる。基準どおり自動火災報知設備が鳴動した時点で注意喚起及び火災状況の確認を行う旨の全館放送を行っていれば、避難準備を含め、余裕をもって避難ができたと考えられる。また、避難指示の全館放送では火災場所を明らかにしておらず、避難経路（使用可能な階段など）も指示されていないので、場合によっては、危険な階段からの避難により被害が拡大した可能性もあったと考えられる。

一方で、消防本部職員のヒヤリングにおいて、今回の火災事案については通常の自衛消防訓練の範囲では対応が困難な火災であったとの指摘がなされている。

今回、防災センターの保安警備員が宝塚市庁舎消防訓練実施要領の規程どおりの行動ができなかった背景には、火災発生直後の初期段階から、同要領の想定を超えた危険な状況にあったと認められる。

このようなことから、今後消防本部において示される調査・報告内容、今回の火災を教訓とした新たな訓練等の必要性を含め、保安警備員の行動について再度検証・検討する必要がある。

（工）119番通報

防災センターからの119番通報は行っていないが、職員から当日の9時38分に消防本部に本件市庁舎火災の通報が行われている。また、その他12件の通報があった。今回の対応では多くの職員から迅速に通報がなされているので問題はなかったが、119番への通報は、情報が集中する防災センターが率先して行うべきものである。

（オ）大阪ガス㈱等通報

防災センターからの大阪ガス株式会社への通報は行われていない。

課題

- ・ 保安警備員の行動マニュアルの整備と運用

イ 避難誘導

避難誘導は、前ア～（ウ）に記述している避難指示の全館非常放送後に、火災等の被害を最小限とするために、火災現場においては避難誘導係が避難経路、避難先等を記したボードを掲げ、また、その他の部署においては係員の指示に従い各階段から G 階に、安全を確認しつつ市庁舎内の市民等の避難を誘導し、職員自らも避難することとなっている。

本件火災は、人が集中する 1 階市税収納課付近での放火による出火であることから、その他の部署と対応状況が著しく異なるため、火災現場における避難誘導の対応とその他の部署における避難誘導の対応を分けて検証した。

（ア）被災部署

まず、火災現場における避難誘導状況は、放火直後は火災箇所が限定的であったことから、初期消火活動とともに避難行動も比較的冷静に行われていた。

市民税課付近の市民及び職員は、市民ホールに避難するか市民税課前のエレベーター横の階段から G 階に避難していた。また、市税収納課から会計課側にいた市民及び職員は、銀行の ATM 前の防火扉が閉まるまでは防災センター前の階段で G 階に避難した。

市税収納課横の階段についても放火直後は利用することができ、市税収納課の職員の一部はこの階段から避難した。

農政課付近の職員は、主に農業委員会横の出口から武庫川側のピロティに避難した。

そのような状況の中、引火性液体に引火したことにより、火勢が一気に強まるとともに黒煙がたちこめる事態となり、さらに、自動火災報知設備に連動した防火扉が作動し、避難経路が限定されてきたため、行き場を失った市税収納課の一部の職員は中庭側のサッシ出口からベランダに緊急避難をした。この避難を誘導する職員がおり、排煙窓の開放の指示とともに、避難指示が適切に行われており、異常な事態の中で、統率された行動がとられていた。

環境部門の職員、観光企画課付近の職員は、黒煙が一気にたち込めたため、中庭側及び駐輪場側のサッシ出口からベランダに避難した者が多かった。

ベランダに避難した職員らは、ここから避難経路が二手に分かれた。窓口サービス課方面に逃げた者らは、そのまま無事に避難することができた。一方、農業委員会側から武庫川側のピロティに出ようとした者らは、黒煙が激しく排煙窓等から噴出している状況で、環境部門近くのベランダ付近で立ち往生する事態もあったが、環境部門及び産業文化部門の職員の適切な誘導により、ピロティに避難することができた。（P 11 避難経路図（1 階）参照）

（イ）被災部署以外の各部署

次に、火災現場以外の部署における避難状況であるが、実際の避難の初動が黒煙を見てから開始されたという状況もあり、当時既に猛烈な黒煙等の影響で議場横の階段と売店横階段を利用することができなくなっていた。2 階、3 階にいた市民及び職員

は、主に総務部総務課横の階段を利用し、避難開始のタイミングは少し遅れたものの、比較的スムーズに市役所内駐車場まで避難することができた。とりわけ、車椅子を利用している職員を他の職員が連携してG階まで搬送しており、自衛消防訓練が起きたものであり、適切な対応ができていた。しかし、防火扉が閉まっていたことにより、一度ベランダに出て、都市整備部の執務室を通過して階段を利用し避難した職員もいた（P12 避難経路図（2階）及びP13 避難経路図（3階）参照）。

また、複数の職員が市民ホールやG階螺旋階段付近で火災現場から黒煙が漏れ出てきたことにより、混乱していた市民の方々を適切に市庁舎の外へ誘導することができていた。

G階の職員や食堂、売店の従業員についても、適切な出入口を利用し避難することができていた。（避難経路図（G階）参照）

これらの避難活動の結果、9時50分に市庁舎からの退去が完了した。（職員642名、市民52名）

(ウ) 問題点

- 「視界が悪くどこに避難してよいか分からなかった。」「火災発生時、声をかけてもらったら避難しやすかったと思う。」「緊急時における系統的な誘導のあり方の検討が必要」などの指摘がある。
- 「防火扉が閉まってパニックになった。」「防火扉が閉まってしまったため、ベランダから逃げざるを得なかった。」などの指摘がある。防火扉については閉まった状態でも通行は可能であるが、通路が閉ざされることから、引き返した職員もいたようである。
- 「市民がトイレに残っている可能性があったのに、トイレの確認を怠っていた。」との指摘がある。
- 「避難後の職員の集合場所を決めておくべき。」「屋外へ避難してからの行動もマニュアル化すべき。」「避難後のとるべき行動が不明」、「職員が野次馬のように外に出て、邪魔であった。」などの指摘がある。市庁舎の外に避難した後の状況を振り返ると、職員が秩序なく市役所内駐車場等に散在していたように見受けられる。職員の安否確認についても、本部からの指示後実施されたような状況がある。
- 「フロアごとの消防訓練が必要ではないか。」との指摘がある。現行の自衛消防訓練では、1階の窓口業務を行う部署については、当日来庁されている市民への影響などを考慮し、十分な避難誘導訓練が実施されていない面がある。また、避難誘導で使用する誘導用のプラカードなどは自衛消防訓練時に用意しているが、普段は窓口部署には配備されていない。

課題

- 自衛消防訓練の見直し。
- 日ごろから、避難経路の確認や役割の確認。
- 避難の誘導を行う者を明確にする。
- 職員に防火扉の機能などを周知徹底する。
- 自衛消防訓練においても防火扉を通過するような避難訓練を検討する。
- 自衛消防訓練において、トイレ等を確認する役割を明確にして実施する。
- 避難後の行動基準を明確にする。
- 1階窓口部署の訓練への参加。
- 避難誘導プラカードの配備。

ウ 負傷者救護

火災等により負傷する者がいる場合は、負傷者を応急設置した救護所に迅速に誘導し、応急処置を行い、必要な場合は消防の救急隊に引継ぎ、病院に搬送しなければならない。

今回の火災対応においては、出火直後に市役所内駐車場の一角に応急救護所を設置し、その後上下水道局庁舎3階に移設した。

本件火災により負傷したものは、職員4名、市民2名の合計6名であった。

これらの負傷者は、応急救護所で一時救護したのち、消防の救急隊（他市応援を含む。）到着後直ちに市立病院その他の市内の病院にそれぞれ搬送され、治療を受けた。負傷者への対応については、適切に行われていた。
応急救護所の場所が分かりにくかったとの指摘がある。

課題

- ・ 応急救護所の場所がすぐ分かるような工夫と、アナウンスなどの検討。

エ 重要書類持ち出し

市庁舎に火災が発生した場合は、あらかじめ重要書類の持ち出し役として定められた職員が、持ち出すべき重要書類を市庁舎外に持ち出し、市庁舎外に設置した重要書類の搬出場所に仮置きすることとなっている。

今回の火災対応では、重要書類持ち出しを行なうことが出来た部署もあるが、多くの部署では実行できていなかった。

課題

- ・ 日ごろから、重要書類を特定した上で、すぐに持ち出しできるように管理の工夫及び周知徹底。

オ 初期消火

火災が発生した場合において、消防隊が到着するまでの間、延焼を最小限にとどめるために、初期消火を行う必要がある。初期消火の方法としては、消火器及び屋内消火栓を使った消火活動がある。屋内消火栓や消火器による消火は指揮者の指揮のもとに消火活動を行うこととしている。

今回の火災の対応では、消火器による初期消火は迅速に行われた。6名の職員が消火器を使用しているが、ある職員は1本目の消火器を使いきった後、別の消火器を探し出し、再度消火を試みようとして現場に戻ったが、既に火勢が強まっており、消火器を持ったままそこから避難した。また、ある職員は、出火場所近くで最初に消火器による消火を行ったが、当該職員だけ2本の消火器を使用しており、結果として負傷してしまった。これらの状況から言えることは、初期消火の見極めを適切に行うことが大事であり、合計7本の消火器が使用されたが、初期消火で対応できる状況を越えていたと判断される。

また、複数の職員が屋内消火栓による消火活動を行おうとしたが、有効な放水に至る前に火勢にあおられ、活動を中止し避難した。

今回の火災は、引火性液体の引火によるものなので、一般の初期消火の対応では十分な消火活動はできなかった。それでも、異常な状況の中で、職員はできる限りの消火活動を実行しており、消火活動そのものは評価できるものである。

問題点の一つ目として、自衛消防訓練では、主に2階、3階の屋内消火栓からの消火訓練が実施されており、1階の屋内消火栓からの消火訓練は実施されていないため、

操作手順が十分に職員に周知されていなかったことが考えられる。

問題点の二つ目としては、消火器による消火活動の指揮者がいなかったことである。

問題点の三つ目としては、この火災は引火性液体をまかれたことによるものだが、床材が可燃性の素材であったことが、火の勢いを増すとともに黒煙が発生し、初期消火を困難にしたことの一因がある。

課題

- 1階の屋内消火栓についても、自衛消防訓練で実際に放水することを組み込む。
- 初期消火の指揮者が必要。
- 床材の不燃性材料化等の改良検討

カ 消防隊誘導

消防隊による適切な消火活動に資するため、保安警備員は消防車両の誘導を行い、消防隊に被害状況などの情報を報告し、消防隊を出火場所へ誘導することとなっている。

今回の火災対応では、保安警備員による消防隊誘導は行われていなかったため、これにより、火災による被害状況や逃げ遅れた者に係る状況などの情報収集は消防隊により行われた。

火災に際して、庁内の状況を最も把握できる位置にある防災センターの保安警備員の役割は重要であり、適切な情報伝達と消防隊の誘導が求められる。

課題

- 保安警備員の行動マニュアルの整備と運用

キ 避難場所

災害等の被災状況により、必要に応じて被災者等のための避難場所を設置することとなっている。今回の対応では、火災の被害を受けた税部門、環境部門、観光企画課、農政課の職員のために、上下水道局会議室と勤労市民センター内に待機場所を設置した。

課題

なし。

ク 自衛消防訓練

これまでのすべての課題等を総覧すると、火災の際、職員それぞれの役割分担が十分に確認されていないということがある。この解決策としては、現在、自衛消防訓練を例年1月に実施しているが、これを4月の人事異動後早期に実施するか、早期に実施できない場合は少なくとも、それぞれの部署における役割分担を周知徹底することで、当該

年度の組織としての防火体制を確立することが必要である。

課題

- ・ 自衛消防訓練実施時期の検討

(2) 危機管理からの視点

今回の庁舎火災事案は、市民サービスの停滞などの影響が拡大すると予想されることから危機管理指針が定める危機事案とした。危機管理の視点からの検証は、市民サービスの維持及び早期回復並びに再発防止に向けた検証といった事後対応の視点から、火災発生時以降にそれぞれ実施したことを整理検証し課題を抽出する。

また、中間報告では、ここまでに実践してきた事実の整理と、火災現場の部署が元の執務室に復帰するときに講じておくべき対応策について示すこととする。

ア 市庁舎火災対策本部設置

今回の市庁舎火災事案では、9時50分、市民及び職員が庁舎から退避した。10時、市長、副市長、危機管理監、都市安全部長による緊急協議にて、消防からの火災状況報告と行政機能の停止により深刻な行政サービスの停滞が懸念されることから、地域防災計画に準じて緊急避難した車両管理事務所横通路において災害対策本部を設置した。市長を本部長として、副本部長に副市長及び危機管理監として、全庁体制で、早急に市民・職員の安否確認を行うことを指示した。この時点において、徐々に出火元や火災範囲等の情報、市民や職員の安否情報が集まっていた。

職員アンケートから、「対策本部の立ち上げが遅い」、「本部への報告が出来ていない」との意見があった。第1回本部会議が車両管理事務所横の通路で開催したことから、職員への設置場所の周知が徹底できなかったため、このような意見が出されたものと考ええる。

課題

- ・ 庁舎が使用できない場合の本部設置のあり方
- ・ 本部員への連絡体制（アナウンスメントなど）のあり方
- ・ 災害対策本部の設置場所の職員への周知

イ 本部業務

市庁舎火災対策本部業務としては、今回のような市庁舎火災事案に対応する危機管理対応マニュアルが作成されていなかったため、地域防災計画における災害対応に関する過去の経験に基づき対応した。中間報告では、市庁舎火災対策本部会議の記録をもとに、情報伝達、収集と情報共有、各部局の活動の調整について、7月12日（金）の第1回会議から7月15日（月）の第9回会議までの取組内容を検証し、本部業務に対する課題等を抽出する。

① 7月12日（金）10時

第1回 災害対策本部会議設置（車両管理事務所横通路）

負傷者市民2名、職員3名（いずれも軽症）うち、市民1名、職員2名を市立病院への搬送を確認した。

② 7月12日（金）11時

第2回 災害対策本部会議（車両管理事務所）

10時35分火災鎮圧、10時52分火災鎮火報告を踏まえ、来庁市民への帰宅要請と12日の本庁業務停止を決定した。また、今後の業務再開の準備について協議することを確認した。この段階では業務継続に関する判断を下すには庁舎被害に関する情報は少なかったと考える。

③ 7月12日（金）13時

第3回 災害対策本部会議（水道局第1会議室）

市民・職員の最終安否確認が完了した。負傷者として避難後体調を崩した職員が1名搬送されたことにより、合計6名となった。

各部からの報告で、12時45分頃、庁舎への入室が可能となり、庁舎機能の確認を行った結果、エレベーターの停止、基幹系システムがダウンし再開の見通しが立たないことなどを確認した。また、期日前投票事務の復旧については、庁内ネットワークの復旧次第再開することを確認した。

G階及び1階の火災箇所周辺は立ち入り禁止のため、業務スペースの確保など、週明けの業務継続について次回の対策会議で協議することとなった。

各部からの被害状況を集約し、本部会議を通じて幹部職員の情報共有の徹底を図ることができた。

④ 7月12日（金）16時30分

第4回 災害対策本部会議（水道局第1会議室）

エレベーター2基復旧、庁内ネットワークは焼失部を除き回復、G階集中書庫の一部水損など被災状況の追加報告や庁舎機能の復旧状況を確認した。期日前投票の再開について協議し、17時に再開することを決定した。火災現場以外の業務については、一部の業務を除き順次再開した。

また、市民への情報発信について、報道機関への発表のほか、市ホームページ、広報車による市内巡回、FM宝塚及び安心メールで配信したが、直接本部から職員への情報発信は出来ていなかった。立入制限区域職場の連休明けの16日（火）からの業務再開について協議した。

⑤ 7月13日（土）9時

第5回 市庁舎火災対策会議（特別会議室）

会議名称を災害対策本部会議から市庁舎火災対策会議に変更し、被災職場の業務再開に向けて関係部署で業務継続プロジェクトチームを発足し、16日（火）の業務再開を目指すことを決定した。また、職員のメンタルケアを16日（火）から実施することなどを確認した。

⑥ 7月13日（土）12時

第6回 市庁舎火災対策会議（特別会議室）

議長・副議長の会議参加により、市議会議員へは情報が適切に伝わっているとの報

告を受けた。立入制限区域の解除について、警察との協議内容の報告を行った。警察からは業務再開に向けて協力を得ることが出来た。

⑦ 7月13日（土）17時

第7回 市庁舎火災対策会議（特別会議室）

7月14日（日）9時から立入制限区域へ一部立ち入りが可能となり、1階会計課及び市民税課の一部で書類等の搬出のみ可能となった。また、市議会から9月までの間、議員談話室・議会第1会議室・第1委員会室の応急使用の協力を受けた。

⑧ 7月14日（日）15時

第8回 市庁舎火災対策会議（特別会議室）

立入制限区域の開放が16時に確定したことから、16日（火）の業務再開に向けた取組における課題について協議した。期日前投票については、14日（日）から市内5箇所の出先で開始し順調に実施している。市民への情報発信として、広報紙8月号で業務再開状況等を掲載することを確認した。

⑨ 7月15日（月・祝）16時

第9回 市庁舎火災対策会議（3-3会議室）

16日（火）9時から被災職場の業務再開を決定した。また、今後は市庁舎火災事案検証委員会を立ち上げ、同種の事故の再発防止を図ること及び全職員を対象としたメンタルケアを行うことを決定した。

本部業務においては、立ち上げた段階で、情報収集・情報発信・情報共有機能において手間取るなどの問題があった。

課題

○庁舎火災危機管理対応マニュアルの整備（以下の項目などに留意）

- ・安否確認の的確な集約の仕組みと安否確認訓練
- ・迅速な庁舎被害状況に関する情報集約の仕組み
- ・本部会議での決定事項や確認事項などの情報の職員への周知徹底
- ・情報収集・情報発信・情報共有機能の強化

ウ 避難後の待機状態

（ア）応急救護所

- a 初期消火に従事しペランダで意識不明で倒れた職員は、いきがい福祉課前から上下水道局を通り抜け、正面スロープを降り救急車で市立病院へ搬送した。
- b 10時02分 市役所南側駐車場内に消防職員を配置した応急救護所を開設し、その後、上下水道局からの申し出により上下水道局庁舎3F和室（厚生室）に移設した。火災鎮火後の11時ごろ応急救護所は閉鎖したが、応急救護所閉鎖後も、厚生室及び組合事務所を7月12日（金）の業務終了までの間、救護所として設置した。

応急救護所は、消防活動の一環として位置付けた施設で、応急の負傷者の対応

ができた。

課題

- ・ 鎮火後の負傷者対応する救護所設置の規程の整備

(イ) 職員待機

庁舎から避難した職員は、適宜上下水道局庁舎の日陰などに分散待機していた。第2回市庁舎火災対策本部会議で、上下水道局庁舎と市立勤労市民センターの2箇所を屋内待機所として確保し、体調等に応じて適宜利用できるようにした。その他の職員は再入室の指示が出るまで、消火活動に支障にならないよう市役所庁舎周辺で各自待機した。当日出勤していた職員は642名であった。

12時45分ごろ警察の許可のもと、市役所庁舎入室を通知した。職員の待機についての指示は11時前となり、それまでの間は駐車場付近で待機していた。一部に体調不良を起こした職員が発生した。

課題

- ・ 避難した職員の待機計画の整備

エ 市民・職員に対する安否確認の実態

市長以下幹部職員が庁舎から屋外に退避し、車両管理事務所付近に集まり、ここに当初の災害対策本部を設置し、本部設置と安否情報の報告について、付近にいた職員から順次、各職員へ口頭で伝えることで、各部署の部長級から部ごとに、市民及び職員の安否情報の報告が集まりだした。本部設置宣言や場所の告知はまだ消火活動の最中であったことなどから徹底できておらず、迅速な市民や職員の安否集約ができたとはいえなかった。

火災による負傷状況については、救急搬送や応急救護所の設置などから、現地消防本部からの情報により、当初から負傷者や搬送先などの情報は的確につかむことが出来た。

職員の安否確認は出来たが、来庁市民の安否確認は本人からの申し出や救急搬送などにより把握できる。一方当初の段階で庁舎にいた市民の総数については、窓口等で対応していた人数は把握できるが、実際の人数把握はできない。

課題

- ・ 庁舎内に滞在する人数の把握

オ 業務継続及び再開への取組

(ア) 代替執務室の確保

火災により被害のあった各課においては、日常業務に使用する書類、備品等が焼水損し、火災当日は業務を継続できなかった。13日(土)に関係部署による業務継続プロジェクト会議を開催し、一時移転場所、当面の必要書類や備品の清掃・移転方法等につい

て検討し、14日16時警察の現場検証終了後、他の職場の職員の応援も得て、一丸となって応急復旧に取り組み、14日（日）～15日（月・祝）の約1日半で移転作業を完了させ、16日（火）から業務を再開することができた。

一時移転先に会議室を充てたため、庁舎内に散在し、来庁者からは場所がわかりにくいという声があった。また、一時移転先は広さが十分でなく、書類や備品の運び込みは日常業務への影響が考えられるものの必要最小限にとどめざるを得ず、残りの書類、備品等については別の場所で一時保管している。このため、場合によっては窓口での事務手続きに時間がかかってしまうことが想定される。さらに、火災により書類が一部焼失し業務に支障をきたしている。

有事の際の執務環境として活用できる有効スペースが不足していることから、このような問題が生じたものと考えられる。

課題

- ・ 有事利用を想定した庁舎内会議室等の活用方策の検討
- ・ 保存文書の減量化

（イ）書類等の整理・保管

職員アンケートでは、火災発生時に重要書類等の持ち出しができなかった、持ち出す時間がなかったとの回答が見られた。自衛消防訓練では非常持ち出しについて役割等を定め訓練しているが、実際では適切に機能していなかったと考えられる。しかし、被災部署においては、重要書類の持ち出しは出来ずに扉を閉めていた収納ロッカーの書類は、焼失を免れたものが多かった。

課題

- ・ 市民や職員の身を守る装備の充実
- ・ 情報のデジタル化などによる重要持ち出し書類等の減量
- ・ 収納ロッカーの扉をしめての避難
- ・ 重要書類の特定

※なお、火災発生に伴う重要書類持ち出しの課題については「（1）一工重要書類持ち出し」を参照

（ウ）ネットワークシステムの強化

庁舎内の各部署は情報ネットワークシステムで接続された業務用端末（PC）を利用して業務を行っており、今回の火災では同システムの一部が損傷して使用できなくなり、業務を一時停止した。

その後の調査の結果、幸い被災箇所への配線を切ることでその他の部局でのネットワークは復旧し、業務を継続することができた。

課題

- ・災害に強い情報ネットワークシステムの構築
- ・業務システムダウン時における業務継続計画の策定

(工) 火災現場職員への対応

火災発生時に現場にいた職員や、復旧作業等に携わった職員など、火災発生後、職員は肉体的、精神的なダメージを受けている。また、移転先では、以前に比べて執務環境が十分に整っておらず、ストレスも発生しており、復旧後においても懸念される。

課題

- ・執務環境の物理的配慮と精神的支援

4 短期的に取り組むべき方策及び対策の方向

以上の検証結果、課題を踏まえ、ここでは主に、被災部署における復旧工事や業務の再開に際して必要と考えられる方策等を検討することとした。

一方で、これに関連して全庁的な検討が必要な施策等についての対応の方向性についても示し、これらについては、今後の最終報告に向けて引き続き検討することとする。

(1) 避難誘導、避難通路の確保及び重要書類の持ち出し

アンケートで、「視界が悪くどこに避難してよいか分からなかった。」、「火災発生時、声をかけてもらったら避難しやすかった。」、「緊急時における系統的な誘導のあり方の検討が必要」などの回答がある。自衛消防訓練の見直しとともに、日頃から避難経路の確認や役割の確認が必要であり、特に、避難の誘導を行う者を明確にする必要がある。

また、「防火扉が閉まってパニックになった。」、「防火扉が閉まってしまったため、ベランダから逃げざるを得なかった。」などの回答があり、防火扉は閉まった状態でも通行は可能であることを知らず、通路が閉ざされたことから引き返した職員もいた。職員に防火扉の機能などを周知徹底する必要があり、自衛消防訓練において防火扉（シャッター）を通過するような避難訓練を実施する必要がある。

さらに、「避難後の職員の集合場所を決めておくべき。」、「屋外へ避難してからの行動もマニュアル化すべき。」、「避難後のとるべき行動が不明である」などのアンケート回答があり、避難後の職員行動基準についても明確にする必要がある。

一方、被災部署の職員から、避難に際して執務スペースの通路等が狭隘で支障になったとのアンケート回答があるほか、被災部署以外の職員からも自分の職場で今回のような火災が発生した場合、避難通路が狭く危険であるとの回答がある。

1階の被災エリアの一部の課は、通路から奥まった配置となっており、来庁された市民にわかりにくく、執務スペースへの通路が狭いなどの課題を抱えていた。このため、被災エリアの復旧工事に際しては、被災前の職場配置が基本であるが、市税部門3課は、仮執務室となっている大会議室と同様の同一ブロックの職場とすべきである。これは、来庁される市民にはわかりやすく、なおかつ、職員は市民全体の窓口での流れも把握が可能であり、きめ細やかな市民対応がしやすくなる環境をつくることのできるものである。また、

G階などのベランダの無い職場では、隣接する職場を活用した避難経路の確保を早急に検討する必要がある。

(2) 職員の健康管理

今回の火災事案は、引火性液体に引火し、炎が一気に天井まで達するような火災で、消火器類での初期消火で対応することが出来ない火災であったことが、消防職員の聞き取り調査で明らかになった。前代未聞の事態の中で職員は、猛火及び黒煙の中、消火活動や避難誘導にあたったため、肉体的・精神的ダメージを受けている者が多い。また、後日、すすや異臭の残る火災部署において、懸命に復旧に当たった職員においても、自身の健康を危惧するアンケートの回答も見られた。このようなことから職員のメンタルヘルスなどの健康管理を実施する必要がある。

(3) 排煙窓

今回の火災では、火災発生直後、初期消火、避難誘導に併せて、速やかに排煙窓を開放したことが評価されている。この行動により煙による一酸化炭素中毒等の死傷者が出ず、また、防火扉（シャッター）で閉ざされた区域で黒煙が室内に充満せず、視界が確保でき、屋外へ避難することができた。さらに、消防隊員の消火活動に際しても、火災現場の状況を確認でき早期鎮火につながるなど、排煙窓は火災時対応にとって重要な設備であることを再確認した。これは市庁舎の排煙窓が手動式で、平常時は換気のために使用されていることから、職員は十分に認識していたことによると考える。今後とも火災時など速やかに開放できるように、ハンドル周辺の整理整頓と場所の確認や操作方法などの再点検し、火災に備えておく必要がある。なお、不具合が生じている排煙窓については順次更新していく。

(4) 保安警備員の行動マニュアル整備等

市庁舎において火災が発生した場合、保安警備員が、まず最初に行わなければならないのが、火災を覚知した時点での迅速な状況確認、情報伝達、市庁舎内にいる人々への正確な情報周知及び関係機関への通報、連絡である。しかし、3-(1)-アで検証したように、今後、消防本部において示される調査・報告内容を含め、今回の火災事案において、庁舎消防訓練実施要領どおりの行動が可能であったのかを再検証するとともに、保安警備員の行動マニュアルを整備し、マニュアルを十分周知するとともに、保安警備員においても交代等で人員が代わることがあるので、継続したマニュアルに基づく訓練を行う必要がある。

(5) 防火扉（シャッター）

自衛消防訓練では、これまで防火シャッターを閉めた訓練を実施したことがなく、煙が迫ってくるなか、今回の火災で防火シャッターが閉まるのを初めて目にしたというアンケート回答がある。

1階ATMコーナー前の防火シャッターは、降下するシャッターの下を潜って避難する人が、シャッターに接触しても停止しないタイプであり、シャッターに挟まれる事故の危

険性がある。

全国的に危険が指摘されていたが、平成 16 年 6 月に児童が防火シャッターに挟まれる重大事故が発生したことを受けて、建築基準法施行令が改正され、平成 17 年 12 月から防火シャッターに「閉鎖作動時の危害防止機構等の措置」が義務付けられている。

避難に際して、急ぐあまり降下してくるシャッターの下を潜って、接触事故を起こしかねないことから、閉鎖作動時の危害防止機構装置付き防火シャッターへの更新を検討し、安全な避難に向けた機能強化につなげる。

また、今回の火災では、車椅子を利用している職員を他の職員が連携して、G階まで搬送しているが、防火扉の潜り戸の一部に車椅子での通り抜けできない構造となっているものがあり、単独で避難する場合の支障となりかねないことから、車椅子でもスムーズに通り返り抜けができるように改善する必要がある。

(6) 消火器及び床材

今回の火災は引火性液体によるものであり、火災現場近くの消火器 7 本を使って初期消火が行われたが、炎の勢いが強くなり、消火器等では消火できる状況ではなくなった。消防では、出火時点からすでに通常火災における初期消火の限界を超える火勢であるとの見解を示している。また初期消火にあたった職員が、消火の限界を感じて脱出した直後に意識を失い救急搬送したことを重く受け止める必要がある。

被災部署職員のアンケートに、火災現場の近くに設置されている消火器の本数が少なかったという回答からも、強烈な火勢であったことがうかがえる。

市庁舎内には法令に基づき消火器が確保され、廊下や通路部分に配置されているが、今回のような引火性液体等による火災や、カウンター内で発生した火災で職員の衣服等が着火した場合、速やかに消火する必要があることや、避難通路を少しでも長く確保するため、廊下や通路だけでなく、執務スペース側にも消火器を設置するなどにより、初期消火に備えることを引き続き検討する。

また床材の不燃化については法令の設置義務は無いが、不燃化し火勢を少しでも抑えることにより、市民や職員の生命を守るための措置として、消火器の充実と合わせて検討する必要がある。

(7) 防犯カメラ及び防犯ブザーの設置

これまで行ってきた検証及び課題の抽出に記述はないが、アンケートでは多くの職員が、今回の事案を未然に防ぐ効果があるとして、防犯カメラ及び防犯ブザーの設置を指摘していることから、防犯カメラについては庁舎出入り口を念頭に、これらの対策についても検討が必要である。

(8) 火災通報連絡

自動火災報知設備の鳴動後、防災センターの保安警備員は速やかに庁内放送を実施して注意喚起を図るとともに、自動火災報知設備は安全が確認されるまでは絶対停止しないか、火災発生中は鳴動したままにするなど、庁内放送の時期と自動火災報知設備の鳴動時間を

再考する必要がある。

119番への通報は、情報が集中する防災センターが率先して行うべきものであるが、庁内放送や火災現地確認など、速やかに対応しなければならない事柄が多いことから、消防本部への119番通報が遅れる恐れがある。これを補うために火災感知と同時に自動通報するシステム導入を検討する必要がある。

5 今後の検証委員会の取組について

この中間報告を踏まえながら、早期の被災個所の復旧・通常業務の再開に取り組んでいく。さらには、今般の火災事案を踏まえて、職員のアンケート調査結果なども参考に、不当要求行為をはじめとする庁舎全体の危機管理についての検証や問題点・課題の抽出も加え、その中で、今回の中間報告の内容も再確認を行いながら、市民の皆様により一層安全で安心して利用していただける市役所となるように、対処方策等の検討を行っていく。最終的には、「1 はじめに」のところで記載したように年内を目処として報告書として取りまとめる。

【資料】

1. 市庁舎火災事案検証委員会構成委員

| | |
|-----|---------|
| 会長 | 危機管理監 |
| 副会長 | 都市安全部長 |
| 委員 | 企画経営部長 |
| | 市民交流部長 |
| | 総務部長 |
| | 健康福祉部長 |
| | 子ども未来部長 |

2. 市庁舎火災事案検証委員会作業部会 会員名簿

| | |
|------|----------|
| 部会長 | 都市安全部長 |
| 部会員 | 市税収納室長 |
| | きずなづくり室長 |
| | 市民生活室長 |
| | 行政管理室長 |
| | 危機管理室長 |
| | 福祉推進室長 |
| | 子ども室長 |
| 事務局長 | 生活安全室長 |

3. 委員会及び部会開催経過

| | |
|------------------|-------------------|
| 平成 25 年 7 月 16 日 | 第 1 回委員会、作業部会合同開催 |
| 7 月 26 日 | 第 2 回作業部会 |
| 8 月 1 日 | 第 2 回委員会 |
| 8 月 2 日 | 第 3 回作業部会 |
| 8 月 12 日 | 第 3 回委員会 |
| 8 月 13 日 | 第 4 回作業部会 |
| 8 月 22 日 | 第 5 回作業部会 |
| 8 月 29 日 | 第 4 回委員会 |